

絶賛！授業研究会

子どもの事故…指導願います

2018.11.08

No.39

校長 渡邊 幸二

昨日の授業研究会には、ゲストとして酒田特別支援学校のH.T校長先生においでいただきました。会議室から校長室に戻られた早川校長先生が、開口一番われわれに話してくださったのは、

すばらしい職員集団ですねえ！

という言葉でした。私も、居合わせた教頭先生も、何より嬉しいお言葉でした。その後も、事後研究会の進め方や、そこでの話し合いの質の高さに驚かれ、また賞賛していただきました。それは、当日の授業の提案性に拠るところもあるのですが、やはり先生がお一人お一人の授業改善に対する真摯な態度、熱意（パッション）に拠るところが大きいと思います。事後研究会が苦しいものでなく、あのように楽しいものであれば、今後の研究・実践はますます深まっていくものと確信しております。



学級でくり返しご指導ください

どの学級でも「聞いてない！」ということがないように

自転車による加害事故

最近、テレビなどでも取り上げられていたようですので、ご存知の先生方も多いと思いますが、自転車での事故により多額の損害賠償を請求されるケースがあるようです。

そもそも「自転車」は、道路交通法上は「車両」に当たります。つまりわれわれが日ごろ運転して

いる車と同じ扱いです。自転車で誰かにけがを負わせれば、当然それは交通事故となります。「自転車は車両である。したがって…」という指導は、本来保護者がすべきことですが、最近の浜田っ子の自転車の乗り方を考えると、学校でも短時間、隙間の時間でもいいので指導しておいたほうがよさそうです。「事故になると大変だから」もありますが、“歩行者への思いやり”という他者意識の向上を中心に伝えることが重要です。

自転車事故の高額判決例

判決額	加害者	被害者	
9521万円 (2013年神戸地裁)	小学生(11)	女性(62)	意識不明の重体
9266万円 (2008年東京地裁)	高校生	会社員(24)	言語機能を失う障害
6779万円 (2003年東京地裁)	男性	女性(38)	死亡
5438万円 (2007年東京地裁)	男性	女性(55)	死亡
4746万円 (2014年東京地裁)	男性	女性(75)	死亡

一般社団法人日本損害保険協会調べ

故意にけがをさせると

また、これまでも打ち合わせて等でもお伝えしてきましたが、子どものけがについては、最近敏感にならざるを得ません。「第三者行為」による事故の場合、健康保険が適用にならず、すべてけがをさせた子ども（の保護者）が支払うというケースが目立ち始めているからです。これまでは何でもなかったのに、なぜこうなってきたかを考えても仕方ありません。現実はそのような訴訟社会になりつつあるのです。

子どもが何となくふざけて…

正義感から、下学年の子どもを懲らしめてやろうと…

気に食わないことがあって、むしゃくしゃして…

おそらく、どれも保険適用外になる恐れがあります。（なるかどうかをわれわれが判断することはできません。）

保護者の方へのお伝えする必要もあるのですが、まず学級の子どもたちにも、「けがをさせると大変だから」もありますが、“暴力での解決は絶対にダメ！”というスタンスを大事にして、機会を捉えてくり返しご指導ください。

